

NC カード会員規約の主な改定箇所

2020.03.31

カードショッピング条項	
現行	改定後
<p>第5条 遅延損害金</p> <p>1. 会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率(1年を365日(閏年は366日)とする日割計算、以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払い以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除く。</p> <p>(2) 支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払いの取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除く。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の但し書き(割賦販売法第35条の3の60第1項)に関する取引については、当該分割支払金に対し年20.0%を乗じた額。</p> <p>2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 前項(1)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 前項(2)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。</p> <p>(3) 前項(3)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額。</p>	<p>第5条 遅延損害金</p> <p>1. 会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率(1年を365日(閏年は366日)とする日割計算、以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払い以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除く。</p> <p>(2) 支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払いの取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除く。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の但し書き(割賦販売法第35条の3の60第1項)に関する取引については、当該分割支払金に対し年20.0%を乗じた額。</p> <p>2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(1) 前項(1)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。</p> <p>(2) 前項(2)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。</p> <p>(3) 前項(3)の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額。</p>
<p>第7条 支払停止の抗弁</p> <p>1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるときまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて支払いを停止することができるものとします。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移転、またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>(2) 商品・権利・サービスの破損、汚損、故障その他瑕疵(欠陥)があること。</p> <p>(3) その他商品・権利の販売またはサービスの提供について加盟店に対し生じている事由があること。</p> <p>2. ～ 7. (略)</p>	<p>第7条 支払停止の抗弁</p> <p>1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるときまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて支払いを停止することができるものとします。但し、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払いを停止することはできません。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移動、またはサービスの提供がなされないこと。</p> <p>(2) 商品・権利・サービスが種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(破損・汚染・故障その他の欠陥があること)であること。</p> <p>(3) その他商品・権利の販売またはサービスの提供について加盟店に対し生じている事由があること。</p> <p>2. ～ 7. (略)</p>